

令和6年度新幹線鉄道騒音等の調査結果について

西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）の騒音に係る環境基準等の適合状況を把握するため、県が実施した騒音等の調査結果について、下記のとおり公表します。

騒音については、表 Ⅰ（P3）のとおり、測定を実施した ⅠⅠ地点のうち2地点において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過していました。このため、県から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び九州旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）に対し、騒音対策の継続及び実施を要請しました。

なお、振動については、測定を実施した上記 ⅠⅠ地点の全てで「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和 51 年 3 月 12 日、環大特第 32 号）」（以下「指針」という。）の新幹線鉄道振動にかかる指針値を達成していました。

【新幹線鉄道騒音に係る環境基準】

（Ⅰ 類型）主として住居の用に供される地域	70dB 以下
（Ⅱ 類型）商工業の用に供される地域等 Ⅰ 以外の地域であって 通常的生活を保全する必要がある地域	75dB 以下

【新幹線鉄道振動対策に係る指針値】	70dB 以下
-------------------	---------

記

1. 目的

西九州新幹線武雄温泉～長崎間（路線延長約 66km、うちトンネル以外の区間約 25km）について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、本調査を行いました。

2. 測定地点

ⅠⅠ地点（東彼杵町 Ⅰ 地点、大村市 3 地点、諫早市 4 地点、長崎市 3 地点）

3. 測定時期

令和6年10月10日 ～ 10月29日

4. 測定方法

(1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年 7 月 29 日、環境庁告示第 46 号)」に準じて実施しました。また、測定・評価は、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル(平成 27 年 10 月、環境省)」に基づき実施しました。

(2) 振動

指針に準じて実施し、これに定めのない事項は以下によるものとししました。

- ・上下線の列車が重なって通過し、各列車を区別して評価できない場合は欠測(測定不能)とする。
- ・自動車振動等により、測定に支障が生じた場合は欠測とする。
- ・連続して通過する列車の本数は、欠測となった列車を除いて数える。

5. 測定結果

騒音及び振動の測定地点毎の測定結果は表1のとおりでした。

騒音の評価値は2地点(地点番号3及び11)において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過していました。その他の9地点の騒音の評価値は 63～70dB の範囲であり、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成していました。

振動の評価値は指針の新幹線鉄道振動にかかる指針値を達成していました。

6. 対応

環境基準を超過した地点については、事業者に対し効果的な騒音対策を実施するよう令和7年2月27日に要請しました。

表Ⅰ 騒音及び振動測定結果

地点 番号	選定場所(住所)	測定地点 側の軌道 (上下の別)	地 域 類 型	騒音 評価値 $\bar{L}_{A, Smax}$ (dB)	振動 評価値 (dB)
				25m ^{※1}	
1	東彼杵町瀬戸郷付近	下	I	70	41
2 ^{※3}	大村市松原 1 丁目付近	上	I	66	49
3 ^{※4}	大村市小路口本町付近	下	I	<u>72</u> ^{※2}	45
4 ^{※3}	大村市三城町付近	上	I	65	49
5	諫早市下大渡野町付近	上	I	69	47
6	諫早市本明町付近	下	I	66	40
7	諫早市永昌町付近	上	I	67	35
8	諫早市平山町付近	下	I	63	45
9	長崎市船石町付近	下	I	64	43
10	長崎市東町付近	下	I	68	40
11	長崎市八千代町付近	上	II	<u>80</u> ^{※2}	42

備考 ※1 測定地点側の軌道中心から 25m の測定点での結果である。

※2 下線の数値は、環境基準を超過していたことを示す。

※3 令和 6 年度に新たに設定した測定地点

※4 令和 6 年度より地点番号 3 に付番変更（令和 4 ～ 5 年度の地点番号 4）

令和6年度 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）路線概略及び環境基準達成状況図

- I 類型 { ○ 達成 ● 非達成
- II 類型 { ◆ 非達成

西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)

トンネル区間

明かり区間

県境

